

イベント等の開催及び公共施設使用の基準

令和3年8月18日

1 趣旨

この基準はイベント・会議開催の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、必要な事項を定めるものです。

2 イベント等の判断基準

市主催のイベント等で、「基本方針」に掲げる事項に該当する場合は、令和3年9月末日までは、中止または延期を基本とします。

なお、開催する場合にあっては、国及び県の方針に基づき、引き続き以下の対応を維持することとします。

また、市以外の団体等が主催するイベント等についても、市主催のイベントと同様の対応への協力を要請するものとします。

時 期		収容率	人数上限
令和3年9 月末まで	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔(できれば2m)	5,000人

※1 収容率とはその施設の定員数を示します。

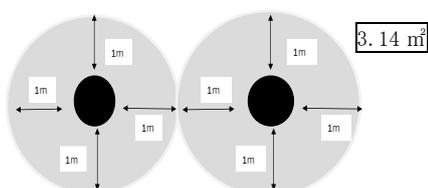
※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とします。

3 イベント等の判断の手順

(1) 上記「2の表」に基づき、利用する会場の人数の上限を積算する。この際、屋内、屋外を問わず、人との間隔を十分確保することが必要なことから、「2mの間隔（1人につき3.14㎡相当）」を確保するものとします。

なお、利用人数の積算に用いる、会場の面積については、実際に利用できるスペースの面積を用い、ブースなど人の立ち入ることのできない部分は除外します。

※1人当たり専有面積3.14㎡の根拠：2mの間隔を確保するためには一人につき半径1mの円の中心にいることを想定し、その専有面積を積算します。



(2) 上記の積算後、もっとも小さい数を利用人数の上限としますが、施設の状況やイベントの実施内容等に応じて「3密」を避ける十分な対策などを前提に一定の超過は可とします。(130%程度まで)

4 公共施設の使用内容及び使用時間の制限

公共施設の使用については、市主催及び市民等への貸出のいずれにおいても、緊急事態宣言に係る緊急事態措置を見込み、カラオケについては一律禁止とします。

また、飛沫が飛びやすい合唱、飲食(水分補給は除く)、密接になりやすいダンス等については使用の制限を継続します。

なお、市民等への貸し出しにおいては、最終的には各団体の判断となりますが、利用される場合は感染防止対策を徹底して実施するよう協力を求めるものとします。

また、各公共施設の使用時間については、これまでと同様20時までとし、原則として10月から平常どおり戻していくものとしますが、今後の感染状況等により、慎重に対応するものとします。

5 イベント等の実施及び公共施設使用に際し主催者として必要な対策等

感染状況の動向を注視し、状況に応じて以下のような対策を行うものとします。

- (1) 全体計画の検証(利用者の動線確保、来場者制限の手法、スタッフ配置、参加者名簿の作成等)
- (2) 消毒などの感染防止策(検温、マスク着用、換気、利用施設・利用器具・手指消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保等)
- (3) 接触確認アプリ等の活用
- (4) 全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、事前に県や、関係する団体等と協議を行うものとします。
- (5) 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、全国的または広域的な人の移動が見込まれるもの、また参加者の把握が困難なものは、原則、中止または延期とします。

6 その他

- (1) 各施設の判断基準は、この基準に基づき、それぞれ施設管理者において策定し、運用するものとしますが、施設の特異性などに鑑み、必要な場合は、独自の利用基準を設けることも可とします。
- (2) この基準は、今後の感染状況などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。